

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
第8回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会

日時 平成28年4月1日（金）10：00～12：09

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○山地委員長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設けられております再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会、前回から少し時間が経ちましたが、第8回になりますが、会合を始めたいと思います。

本日、新年度初日4月1日でございますが、ご多用中のところご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは、本日の資料について確認いたします。

配付資料一覧にございますとおり、議事次第、委員名簿、座席表のほか、本日は、資料といたしまして、資料1で、現在国会に提出しておりますFIT法の改正法案の概要、全体の構成を書いたA3の横紙が1つ。資料2といたしまして、この検討状況の報告の詳細資料。資料3といたしまして、現在、外向けに皆様方にお配りしておりますパンフレット、さらには冊子といったものをお手元にあるかと思います。あと参考資料としまして、賦課金、買取価格の資料、以上でございます。

乱丁落丁等ございましたら、会議の途中でも結構でございますので、お知らせいただければと思います。

○山地委員長

資料はよろしゅうございますでしょうか。

2. 議事

(1) FIT見直し検討状況の報告

○山地委員長

それでは、今日の議題はFIT制度見直し検討状況の報告ということでございますので、今、

事務局から確認のあった資料１、２、３を連続して説明していただいて、その後、討議ということにしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは、ご説明させていただきます。お手元のほうに資料１、２で法案及びその運用の方向性についてまとめた資料をお配りしております。

これまで、FIT法の改正をめぐりましては、再エネの今後のあり方ということで、この委員会の中で、制度全般についてご指摘いただきまして、12月に報告書をおまとめいただいたところでございます。

その後、パブリックコメントを経て最終報告としてまとめたものをベースにいたしまして、本年２月９日に、政府といたしまして、この改正法案を閣議決定して国会に提出したところでございます。

もちろん、この改正法案は、国会での審議前でございまして、今後、その審議を踏まえ、定まっていくことになるわけでございますけれども、この法案自体、来年４月１日を施行日として予定いたしております、非常に事業者の皆様方を含めまして関心の高い内容でございますものですから、この改正案の内容及び運用に関する検討状況につきまして、このように審議会へご報告させていただき、また、今後の方向性についてご議論頂戴できればと思っております。

資料２を１枚めくっていただきまして、１ページのところの「はじめに」の目次で大きな項目といたしまして、本日ご説明させていただきます諸項目、認定制度の見直し、新認定制度移行に伴う経過措置、そして買取価格の決定方式の見直し、送配電買取への移行というのが法案の中身に関するところでございます。

資料１の図をごらんいただきまして、それぞれが全体の構成の中でどうなっているかをまずざっくりとごらんいただきますでしょうか。

FIT法という法律自体は、この第２章というところに買取価格（調達価格）を定める規定があり、これを受けて買取義務が定まっていくという仕組みなわけでございますが、今回の本委員会での議論を踏まえた改正事項、先ほど申した１点目の認定制度の見直しというところは、箱でいうと上から４つ目の緑色のところに書いてございますように、第９条～第15条というところで、認定制度につきまして、より安定的かつ長期的・持続的な発電ができるような形にするために、電力会社の系統への接続契約などを記載した再生可能エネルギー発電事業計画を申請するという仕組みにし、その上で、事業の円滑かつ確実な実施等を要件として経産大臣が認定する。こういう仕組みを入れるものとしてございます。

これを受けて、その実施状況について指導・改善命令、そして取消しというものの仕組みを置くこと。そして、認定案件についての情報を公表する仕組みを設けること。こういった認定制度の見直しについてのご指摘事項を踏まえたものが、この④に相当する、まず1個目の固まりになるところでございます。

この新しい認定に移るということに伴います経過措置の部分が、左下の⑪経過措置（附則）の部分でございまして、経過措置の規定でございますので、法律本体の中でいいますと附則という部分になるわけでございますが、法の施行の時点で接続契約の締結済み、すなわち新しい認定と同視し得るような状況にまでたどり着いている既存案件については、新認定を受けたものとみなすという規定でございまして、逆に申し上げますと、ここにたどり着かない案件については、施行日において失効するという規定、これが基本的な枠組みになってございます。これが2つ目のお話。

そして、買取価格の決定方式の見直しという部分につきまして申し上げますと、この2章の基本になる部分でございますけれども、右上の冒頭、①、②、③となつてございますが、これまででいうと単年度、毎年度毎年度決めていくものについて、リードタイムの長い電源に対し、複数年度の買取価格の決定を可能とする仕組みが必要だという審議会のご意見を踏まえまして、これが可能となる仕組みを3条2項として入れる形にしております。また、将来のイノベーション、そしてコスト削減への努力、こういったことを促す観点から、国際的に、また事業の自立に向けた必要な価格を実現していくという観点から中長期的な買取価格の目標を定める規定、これが第3条の12項という規定として置いてございます。

あと、コストの削減という観点で申し上げますと、入札という制度の導入を活用するというのがこの審議会の中でもおまとめいただいたところでございますが、これは、4条から8条という入札の手続に関する規定も含めて置いているわけでございますけれども、一定の対象となった電源について、その入札というプロセスを経て、この買取価格が決まるという仕組みを入れてございます。これが3点目。

そして4点目の送配電買取につきましては、2章の第4節、5節に相当する部分でございますが、従来でいいますと、小売事業者の買取だった部分につきまして、一般送配電事業者等が買い取るという仕組みに変更するものとしております。そして、また、この審議会のご指摘、まとめを踏まえまして、この買い取った一般送配電事業者が、どこに供給するかということについて申し上げます。卸電力取引所に通じた供給というもの（これは具体的にどの発電所が、どの小売に売るかという特定の契約が結ばれているようなことを想定した地産地消型のもの）を想定したようなものも含めまして、個別の小売の供給についての約款が定められている場合、これは届け出

制にする予定にさせていただきますけれども、これも可能とするという仕組み、これもこの審議会の取りまとめ内容を踏まえた内容にさせていただきます。その際、小売事業者等への供給を行う送配電事業者の差別的な対応を禁止するとともに、電力取引監視等委員会の監督規定等々の必要な規定を整備しているところでございます。

これが全体的な法律の構成になってございます。

その上で、今度は資料2を使いまして、もうちょっと細かく、そしてその上でどういう方向の運用の形をつくっていくべきか、ということについての現時点での検討状況をご紹介してまいりたいと思います。

こちらの資料を送っていただきまして2ページ、まず最初、認定制度の見直しの話から入ります。

これはもう繰り返しになりますけれども、上の箱のほうに報告書での内容、すなわち認定制度の見直しと未稼働案件への対応という観点から、未稼働案件が大量に発生している状況のもとで発電事業者の安定的な事業実施を担保するために、事業の実施可能性、事業内容の適切性を確認した上での認定制度に移行することを念頭に置いております。

2. の長期安定的な発電という観点で安全性の確保、発電能力の維持、そして廃棄やリサイクルといった適切な事業実施に向けて遵守すべき基準・事項がしっかりと担保できるという仕組みにしていこうという観点でございまして、そのこのところが、先ほどご紹介申し上げました第9条～第15条と、この箱の下のところに書いてございますけれども、という法律の規定になっているわけでございます。

1 ページめくっていただきまして、3 ページ以降に、これを具体の運用に落とし込んでいくというような細かなそれぞれの論点についてご紹介、ご報告してまいりたいと思います。

まず3 ページは、9 条の3 項という規定で具体的な認定の要件を定めておりまして、その中では、事業内容の適切性、事業実施の円滑かつ確実な実施ということ、そして3 点目に設備の適切性、この3 つを法律上、条文として入れているところでございます。

この中に、これまで審議会でご指摘いただきました、それぞれの様々な運用上の課題がしっかりと担保できるように省令等々で整備していきたいと考えているところでございまして、現時点で考えております認定の基準の案イメージというものを右側に整理させていただいたところでございます。

第1号、先ほど事業内容の適切性と申し上げたところについて申し上げますと、従来でいうとこういったものは、あまりなかったわけでございますが、点検、保守をしっかりとやっていく、発電量の維持に努めていくというお話ですとか、費用、発電量等の報告というものをしっかりとや

っていくということですか、出力制御を中心としたシステム安定化に対する協力といたしますか対応がしっかりとなされていくということですか、さらには、設備の更新・廃棄の際の適切な不要設備の処分といった廃棄・リサイクルに関するものとか、こういったものをこの1号の事業内容のところの具体的な項目として担保していくことを考えてございます。

第2号のところ、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれていることを確認していく。ここに、今回の新しい認定制度の肝となります接続契約を締結していることというこの確認事項がここに入ってくると念頭に置いてございますし、また、様々な土地利用法令を違反した事例があってはならない。この法令の遵守担保というのも非常に重要なものがございますので、土地利用に関する法令遵守すること。また、発電がちゃんと進んでいくという意味では、いつまでも運転開始しないというのは不適切な対応だと思っております。そういう観点から、適正な期間内に運転開始をすることということで、運転開始の予定日ということをはっきりと明記いただくということも念頭に置いてございます。

また、設備の話、第3号でございますが、これに関しましては、設備の安全性に関する法令の遵守という点と、また、これはどこの事業者が、誰がやっているのかわからないというご指摘も地域から様々お聞かせいただいているところでございますが、設置場所において事業内容等を記載した標識の掲示というものもこの中で義務化する形、実質上、義務化する形にしていきたいと思っております。

なお書きで左下に書きましたけれども、こういった表示については、家庭用の住宅用の場合はご自身の屋根の上に置いている話でございますので、これは負担と実施のコストということを考えながら、そこまでは必要ないのかなということも考えているところでございます。

次に、4ページご覧いただけますでしょうか。

今、関係法令の遵守、これは安全の話、土地利用法令の話、それぞれあるわけでございます。さらに言いますと、各地方自治体の皆様方が、地域の住民の方々の関係で景観、もしくは防災等々、住民行政の一環として様々な施策を打たれていらっしゃるわけでございますが、ここに対してしっかりと担保していく仕組みをつくっていかなくちゃいけないということも、この審議会のご指摘を踏まえて考えてまいりました。

そういう観点から、実は、今日4月1日から運用開始、受け付けを開始することになるわけでございますが、これまでずっと、こういうことをやりますというご報告だけでございましたけれども、左下にございますような形で、認定情報に関するデータベースに対しまして、地方自治体の皆様方が、当該地域における案件についてアクセスができる。また、例えば農地法、河川法、様々な土地利用規制を行っていらっしゃる各省庁の方々が、その当該地域、当該規制に関する案

件がしっかりとご理解いただける、どういう状況になっているかチェックいただけるというような情報の共有のメカニズムというのを構築いたしました。本日から受け付け、アクセスキーの配布というプロセスに入っていくところございまして、現行法でいうと、設備認定情報の共有、新制度に移行した後には、これは申請情報まで広げて対応できていくような次のプロセスに入っていきたいと思いますが、こういうことを通じてしっかりした店舗ができるような連携した取組を進めていきたいと思っております。

この担保の仕組みというところでいいますと、上の箱の2つ目の黒ボツのところで書いてございますが、違反懸念事例、違反事例もろもろについて、単に自治体の条例の問題、もしくは単にその法律を所管している省庁での行政の問題ということではなく、このF I Tの運用においても長期安定的に発電することが難しいと思われるような事態に発展する可能性があるわけでございますし、もちろん法令の遵守というのが認定基準に入ってくることを考えますと、この違反事例の通報・連絡が参りましたら、これを受けまして私どもF I T法の運用としましても、改善命令、さらには事態によっては取消しということもできるような仕組みにしていきたいと思っております。

この運用において、右下の箱の中の右上に「事業者 住民等」と書きましたけれども、役所のサイドで調査してやっていくというところのみならず、様々な皆様方、これは電力事業者の方々、一般の事業者の方々、さらには地域の方々、住民の方々、NPOの方々、様々な方々が、これはちょっとおかしいのではないかというようなことがございましたら、役所のほうにお寄せいただいて、こういう情報も踏まえながら対処していくということもこれから運用として進めていきたいと考えてございます。

次に5ページ、特にその中で太陽光の安全性の確保というのが昨年来、台風によるパネルの飛散や、もしくは洪水等による問題もろもろございました。また、不良な施工案件という指摘もされているところでございます。これを受けまして、省内担当部局のほうとも一体的に議論を進めてまいりまして、3月22日に産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会のほうで、太陽光安全発電設備に関する保安規制の見直しについての取りまとめが行われたところでございます。

下に図式化して書いてございますが、事前規制の部分について申し上げますと、従来まで2MW以上が対象でありました使用前自主検査、すなわち基準の適合性確認をして届け出るという仕組みを500kW以上に拡大するということで、その網を広げていくという対処。

また、②でございいますように架台、基礎の設計例等具体的な施工のところも含めた標準的な仕様を明らかにしていくことによって規制規律というのをやりやすい形にしていく。もしくは、事業者の方々が対処しやすくしていくという取組。

また、③でございますけれども、パネルの飛散時の報告義務を中心に事故報告の規制を拡大・強化していくといったような取組を進める方針が示されたところでございまして、これを踏まえまして省内対応策を考えていくことになるかと思っております。

また、先ほど通報のようなことを申し上げましたけれども、この安全規制についても同じように、違反懸念事例につきまして通報を受け付ける窓口を設置することにしてございまして、これを受けた対処というのできるような仕組みにしたいと思っております。

あと、この一番下のところにございます、これは安全規制そのものなんですけれども、実は、先ほどのF I T法の中での安全認定基準の中での設備の適切さ、もしくは保守管理、こういったものも安定発電の意味では裏返しになる部分でございます。この事業計画を策定する際に、事業者の方々がより効率的に、より実効的な設備を安全を確保し、効率を担保できるようなものにしていくためのガイドラインを国のほうで定めていき、これは事業者団体の方々と一緒にしながら適切な導入が進んでいくような対処を進めていきたいと、このように考えてございます。

参考として6ページをご覧くださいませでしょうか。

これまで、実は昨年度に調査研究を進めてまいりまして、今、太陽光発電についてどんな実態になっているのかということ調べてみました。

ちょっと興味深い数字が左上の箱の中にございますが、F I T開始後の案件、大体1年～3年程度運開しているものでございますが、実にその調査したアンケート調査の15%に当たる事業者さんが何かしらの理由でパワーコンディショナー等の停止によって発電が停止した経験がある。また、約9%の事業者の方が初期不良もしくは動物による事故、配線の切断ということによってモジュール発電量が低下した経験がある。これは放置される期間はまちまちでございますが、メンテナンスの不良によって発電状態が大きく左右される、そういう懸念があるということが、わずかこの1年～3年の間でも起こってきているということが数字でも読み取れてくるところだと思います。

また、事故につながるようなパネルの飛散、損壊といったものが約3%、機器の焼損が約4%と、それぞれの施工のところも含めまして、いろいろなトラブルがあり得ることが数字で明らかになってきているところでございまして、我々も安全規制の確保、そのためにはガイドラインの策定、法令遵守義務の確保、そして事故情報の共有、こういったことが重要になると思いますし、また加えて、これは再生可能エネルギーの推進という観点から考えますと、右上の箱の中の上から4つ目にございますが、地域ごとでこのメンテナンスをしっかりと支えていただく、地域の工事店ですとか工務店ですとかこういったサービスネットワークが構築されることが非常に重要なところでございまして、これに向けた取組を推進していきたいということ。また、これを

チェックする仕組みとして、発電量チェックの仕組みがしっかりとデータベースとしてワークすることが重要でございまして、これに対する我々としてのシステムを構築していきたいと考えております。

また、最後の保険と連携した安全確保というのもございますが、例えば、しっかりと安定したものであれば、保険料が安くなる、そうでなければ、支払いがなされない可能性があるというような、ビジネスのメカニズムをうまく使った形での導入促進ということも考えられないかということも今、事務局の中で検討を進めているところでございます。

また、この地域の共生、リサイクル、いろいろと興味深い数字が出てまいりましたので、これはご報告でございまして。

1 ページめくっていただいて7 ページ、認定に関しては最後になりますけれども、ここは報告書の中で、この上の箱の「報告書では」という※のところをごらんいただきますと、「認定取得後、各種手続きや工事着手が遅延することがないように一定の期限を付す等の対策を講ずるべきである」ということが報告書でご指摘いただいているところでございます。

これは、法律の仕組みといいますよりも、むしろここから運用のサイドでどのような対処をしていくことが必要かということでございまして、ここはむしろ、今日この審議会の中でご議論を頂戴できればと思うところでございますが、上のポチのところで書いてございますように、今回、未稼働を防止して、これについて来年の春に新しい新認定に移行するか、しないかということが峻別されていくプロセスが進んでいくわけでございますが、新認定が取得され、もしくは現行法の既認定未稼働案件でみなし認定がされということも含めてでございますが、以前に認定を取ったけれども、いろいろな理由で運転開始に至っていない。これが例えば3年、5年、10年となっていた場合も同じような認定を維持していくべきかどうかどうだろうか。そのときの買取価格というのは維持していったほうがいいのかどうかどうか。

例えばで書きましたけれども、認定の取得から運転開始までの期間をも、1,000kW以上の太陽光で3年といったような期限を設定していくということが望ましいのではないだろうかというのがここでの問題提起でございます。

他方、留意しなければいけないのが電力系統の整備の話でございまして、電力会社の調査・測量、用地交渉、系統工事、5年以上かかる案件も、電力会社の方々からお話を聞いているところでございます。この送配電会社の方々の事情で運転開始が長期間遅れる場合、取扱いはどう考えていくべきか。ここも併せて考えていく必要があるかと思っております。

ご参考で諸外国の例、欧州の例になりますけれども、期限まで運転開始できない場合、例えばスペイン、ドイツであれば認定が失効してしまう。これは入札の際に付与される要件なわけでご

ざいますが、例えばイタリアの場合、一定期間を過ぎると買取価格が下がっていくという仕組みにしていける。もしくは、フランスのように、遅れてしまえば、例えば20年という買取りがだんだん短くなっていく。その遅れた分だけ短くなっていくというようなインセンティブと絡めたような制度設計というものも可能なのかもしれませんが。このあたりは、事業者の方々の予測可能性、安定性というものと国民負担の最小化ということとどのように考えていくべきかと、この本委員会の中でご意見頂戴できればと思ってございます。

次に2点目、新認定制度移行に伴う経過措置の話に移らせていただきます。

ここは、委員会の中、報告書の中では、先ほどの繰り返しになりますけれども、施行日において運転開始済み、または系統接続の契約など要件を満たすものについては、現行のステータスを生かすという報告書を踏まえまして、附則の第7条で、先ほど申し上げたような整理、「施行日において新認定を受けたものとみなす」の場合の要件として接続契約というものを置いておるわけでございます。

これをもうちょっと図式化してお示ししたのが9ページになります。

下の絵の中で、ちょうど真ん中あたりに「接続契約締結（工事費負担金契約を含む）」とございますが、ここが一つの分水嶺になるわけでございます。4月1日の施行日の時点で、ここまでに至らない案件についていうと、原則旧認定が失効してしまうという規定で、他方、この時点において、ここにたどり着いて運転開始しているかどうかは問わず、ここにいつているものについては新認定を受けたものとみなすという規定、それぞれを置いてございます。

先ほど、原則旧認定失効と申し上げましたけれども、ここについては例外を2つ設けてございまして、これがこの9ページの下に書いたものでございます。

1つ目は、認定から施行日まで十分な期間（9カ月）とこれは法案の中では規定してございますが、これが経っていないものについては、認定から9カ月までは猶予していきますという例外。この9月というものは、実は現行の270日ルール、どれぐらいあれば電力系統の接続契約が一般的にできるものかどうかということで置きました。大体9割以上の案件が接続契約に至るというこれまでの実績を踏まえた9カ月というのを置いているわけでございますが、これに倣った形で9カ月というものを猶予期間として置いてございます。これが1つ。

もう一つが、これも報告書の中でご指摘した内容を具体化したものでございますけれども、系統入札プロセス、すなわち、皆様方共同負担で系統増強というプロセスに移っている。個別に個人個人、事業者の方々が電力会社と調整をして工事費負担金をどうするかということを決めていく。これはその事業者さんの責任において進めていくお話になるわけでございますが、複数の方々が一緒にプロセスに入っている場合には、その結論が出るまでの間にその条件が決まらないとい

う部分がございます。ですので、このプロセスの終了までは待つ。すなわち、終了から一定の手続期間がございますので、終了から6カ月という猶予期間を設けているところでございます。

これを受けまして、1ページめくっていただきまして10ページ、系統入札はそういう意味では非常に重要なプロセスになってくるわけでございますが、昨年度来、発電事業者の希望がございますれば、順次、系統入札を広域機関のほうでイニシアチブをとられて、そして各電力のサイドで実施していくという形になっているところでございます。現時点におきまして、ここに図で書きましたけれども、東北電力での3つのエリア、東京電力での6つのエリア、そして中国電力の1つのエリアで入札のプロセスが実施進行中でございます。

また、これに加えて、九州電力を初めほかの電力さんのほうでも同じようなプロセスが進んでいくところでございまして、来年度の法施行が仮になされますれば、そのタイミングまでに着実にこの入札のプロセスは進んでいくというふうな形で我々のほうも電力会社の方々と協力しながら進めていきたいと考えてございます。

11ページ、まさに今の電力会社の皆様方のご対応の部分になるわけでございますが、結局、未稼働の部分についていうと、この系統接続の調整が重要だということはこの審議会でもご指摘いただいたところでございます。

新たな認定制度の移行に向けまして、この契約の締結の調整が円滑に進みますよう、電力会社と連携して適切な対処を打っていくというふうに考えておるわけでございます。

現在、各電力会社のほうにおかれましても、十分な対応ができるような体制を整備いただいておりますし、また、この窓口をつくらせていただきましたけれども、相談窓口をつくっていただいて円滑な、かつ、よりスピードが速く調整が進んでいくような取組を促しているところでございます。

これが2点目の経過措置の話でございました。

続きまして12ページ、ここからが買取価格の決定方式の見直しの話に移らせていただきます。

本委員会の中での報告書では、コスト効率的な導入ということで導入とコスト低減が進んでいる電源について、早期の自立化に向けて事業者のコスト低減を促すような取組、そのための価格の設定をする仕組みをすることが必要だというご指摘を頂戴いたしております。

これを具体化するものとして、中長期的な買取価格の目標の設定、そして入札制度の活用、その場合、比較的大規模な発電設備から対象とするというのがその内容であり、またリードタイムの長い電源については、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、数年先の認定案件の買取価格まで定める規定という、ここが先ほどご紹介申し上げました第3条2項、12項、そして4条からの入札手続の規定となっているわけでございます。

1 ページめくっていただいて13ページが、この全体像。

これは、概観でございますので、多くお話をするつもりはございませんが、毎年度毎年度決めた形から、各電源の特性に応じまして、場合によっては長期の期間を定めていく、また長期の価格目標というのを各電源で定めていく、そのときに入札の可能性ということを検討していくという全体像になってございます。

14ページでございますが、価格目標について、3条12項の規定はここに書かれたようなものでございますが、この価格の目標ということを踏まえて、3条4項という調達価格を決める規定、これが左真ん中ぐらいに書いてございます、改正法案第3条第4項の規定というところでございますが、今後の調達価格の算定において、勘案する事項の一つとして、この中長期の価格目標を勘案するということを法律上でも位置づけているところでございます。

イメージとしてどういうものか、左下にございますように、星から星にどういう下がり方向を示していくかということをこれから議論していく必要があるわけでございますが、この示し方、期間等は調達価格等算定委員会の場でご議論いただき、この意見を踏まえて決めていくわけでございます。そういう意味では、今年度価格を決める、今日、配付資料で今年の買取価格と賦課金の数字というのをお示ししているところでございますが、これを決める委員会の中で様々今後の運用についてもご議論が出てまいりました。これをまとめて書きましたのは右下の部分でございまして、その指摘、例えば10kW未満の住宅用の太陽光について申し上げますと、2019年に余剰電力買取制度の買取期間が終了する案件が多数発生する。この時期を目途に、太陽光発電のコストを低減させ、家庭用電気料金水準を目標に買取価格を引き下げていくといったようなことの見解が、この算定委員会の中で出されておまして、取りまとめの中にも付記されているところでございます。

同様に、10kW以上の事業用太陽光についても、同様の形で産業用電力料金を目指していくということが書かれてございます。

またもう1点、風力発電につきまして、この本委員会の報告書において、欧州の2倍の買取価格水準であって、中長期的な買取価格の引き下げスケジュールを決定すべきというような指摘がされてございます。

そういう意味で、これに参照するデータとして15ページ、参考でつけさせていただきましたが、確かに本委員会でも、そして新エネルギー小委員会のほうでも盛んにご議論いただき、そして算定委員会の中でもご議論を頂戴したところでございますが、太陽光発電が左側、風力発電が右側、私どもが民間機関に調査委託した結果でございますけれども、欧米主要国の倍、場合によっては倍以上のFIT価格になってございますし、買取発電コストになっているのがうかがえるところ

かと思っております。

太陽光について言いますと40円から、今年度24円というところまで順次下げてきているところでございますが、その上でまだ海外との比較の差を、特に発電コストのところも含めた差をいかに下げていくかが課題でございます。そういう意味で、中長期的な価格の見通しが必要であるということと、同時に、右側の風力発電のところも、これまであまり議論されてきていないところでございますが、従来22円が維持されてきているわけではございますが、近似の設備利用率のデータを見ますと、当初の設定の20%から25%前後まで上昇してきているのが実態としてデータが集まりつつございます。

こういったことを踏まえながら、価格の引下げに関する検討が必要なのかなということが、この数字からもうかがえるところかと認識してございます。

次に16ページ、今度は複数年度の買取価格の設定の考え方でございますが、ここでは、本当のイメージだけご紹介してまいりたいと思います。

28年度中というところに3つ丸が、29、30、31と。例えば3年間決めるとした場合、28年度のうちに、この29、30、31の3年分を、要は、31年度の認定の場合幾らになるというところまで決めてしまいお示しするというのが考えられるわけですが、運用で考えておりますのは、これで決めたものは基本的には動かさない。

例えば29年度になりました場合、今度は32年度の分、そこから3年先の分を追加的に1年分決めていき、その年度の次の年度から3年度分が決まっているという形が、順次確保されていくというようなものになるのかなということを想定してございます。

いずれにしろ、これは調達価格等算定委員会の中でどういう形で決めていくかということも含めてご議論いただくわけでございますが、一つのイメージとしてお示ししているところでございます。

17ページ、入札制度のお話でございます。

4条から規定がございますけれども、「電気の利用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるとき」に入札制度の対象となる電源を指定し、その上で入札量、参加条件、上限価格等々、この絵でいうと左下のところに入札の詳細事項というのがいろいろと書かれてございますけれども、例えば、しっかりとした担保を取って実施が確実に進んでいくための保証金をどうしていくべきかどうか。参加条件として安全性の確保、もしくは事業の技術要件、これについてどう考えていくべきかどうか。このあたりも、恐らく「入札実施指針」を決める際に算定委員会の中でご議論いただいた上で決めていくことになるかと思いますが、この入札対象の決定、指針の策定ということ踏まえまして、入札参加資格の確認そして通知ということが、再エネ事業者の方々から、

この左下にあります各要件について書かれた計画を出していただいて、これが、まず入札資格を満たしているかどうかを見ていく。そして、その上で現時点で考えておりますのは、例えば全国一律で、これは募集量に応じてでございますので何とも言えませんけれども、1回か2回か3回わかりません。実際の実態を踏まえながら入札といって、より効率的な方々が優先的に案件を取得していけるというメカニズムができていかないかという、こんなイメージのことを想定しながらこれから議論を深めていきたい。様々なご意見がありましたらいただければと思ってございます。

参考までに、次18ページのところにドイツの入札結果についてご紹介させていただきます。

ドイツでは2015年から100kW～10MWまで、F I Tの対象が10MWまででございますので、上限いっぱいまで対象として、これは全国一律で募集し入札を行って、これまで3回実施してきてございます。

この結果として価格が上がるのか下がるのかというご指摘もあったかと思えます。そして、小規模の事業者が入れるのか、入れないのかというようなことの配慮も必要だというような指摘もあったかと思えます。

実績で申し上げますと第1回、これはpay as bidという入札された方の価格で落とすという方式で実施されたわけでございますが、150MWに対して実際の落札が157MW、入札としては715MWがあり、入札の落札価格は9.17ユーロセント。これはF I T価格、この時点が9.02ユーロセントでございますで、F I Tの価格よりちょっと高くなって出てきたものでございます。

他方、2回目、3回目は逆に価格が結構競争が働いて落ちてきてございまして、その当時の買取価格の8.93に比べますと、ここでは8.49。最後の第3回のところは、すみません、ここは数字が書いていないところでございますが、8.00ユーロセントと、かなり低い価格が落札できているところでございます。

小規模の方々がなかなか参入できないという1回目、2回目の反省、特にドイツの場合は100kW以上というかなり低い、ちっちゃいところまで含めて入札をやっていますので、そのところについては要件の緩和、運用のところでいろいろ見直しをしながら進めていたというふうに聞いておりますが、結果的に第3回では8件の協同組合等の小規模の方々といいますか大企業でない方々の参入、落札という結果に至っている。この辺の実績をよく踏まえながら、我々もこれを実施する場合には対処を考えていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

19ページ、ここは今まで申し上げたことの復習で、1点だけ、調達価格等算定委員会というところに、これは国会同意人事で民主主義の具体化という中でしっかりと監視いただき、ここでご議論いただいた結果、ご意見を踏まえて我々は決めていくわけでございますが、従来でいうと、

右の箱にございますように、買取価格、買取区分、買取期間という主要の部分を決める形になっているわけですが、中長期目標を決めていく、価格目標を決めていくという場合、さらには複数年度、どの電源でやっていく、その場合、どれぐらいの期間にしていこうかという考えについての話。さらには、入札の対象の電源、そのときの実施指針といった、結構多くの事項についてご議論いただき、ご意見を頂戴するという形になるような仕組みを考えてございます。

以上が買取価格の決定方式の見直しのお話です。

20ページから、送配電買取への移行のお話、ここからは、時間が押しておりますので、かいつまみながらお話をしてみたいと思いますと、繰り返しになりますが、一般送配電事業者への買取に移行します。そのときに卸市場への供給、もしくは個別契約、どちらでもとれるような仕組みにする。こういう法律の仕組みにしております。

もうちょっと絵も含めてお示ししたのが21ページでございまして、法の条文上、16条という規定で、この右側の概要の1つ目のボツにございますような、送配電事業者の特定契約の応諾義務、これがこれまでは小売だったわけですが、送配電事業者が買うという義務を負うというものにかえる規定。

そして、その買われた電源について、17条という規定が次のボツでございますけれども、特定契約に基づき調達する電気につきまして、(1) 卸電力取引市場経由の取引、(2) 再エネ電気卸供給約款に基づく供給という、このいずれのものもできるような仕組みになってございます。

それを図示したのが左側のものでございまして、いわゆる地産地消的な電源は、この(2)のほうで対処することになるわけでございます。

また、この委員会の中でご議論いただいたときに、例えば離島のような場合、卸市場がない場合という部分も出てくるかと思いますが、この法律の規定としていけば、この2つ目の(2)の卸供給約款に基づく供給という中の一つの類型として対処する形になることを想定してございます。

というのが送配電買取の概要でございます。

これに絡めまして1点だけ追加的なお話、ご報告しておきますと、22ページでございます。

今回、買取義務者が特定契約の応諾義務者が小売から送配電にかわるということに伴いまして、特定契約自体の主体が送配電事業者になってまいります。ですので、従来、本当はFITの中、特定の契約についての運用ルールとして定めなければならない30日、現行でいいますと360時間、720時間ルール、もしくは指定電気事業者制度、優先給電ルールといった供給に関する、買取りに関する運用ルールについては、従来、接続義務に関するFIT法5条を受けた省令で定めておったわけですが、買取義務者自体が特定契約、送配電にかかりますので、この特定契約の

中で買取義務者であり、かつ接続を受ける送配電事業者が360時間ルールについても優先給電ルールについてもしっかりとしたルールとして定めていくということを省令で定めていくつもりで検討してございます。

なお、時々ご指摘いただくわけですが、接続義務に関する規定は、電事法の改正がなされまして、オープンアクセスというのが電事法の17条4項で定められているところでございます。その意味でいうと、法制的にこちらのほうで担保する仕組みというふうに整理しているところでございます。

ここまで法律案のご紹介、ご説明でございました。

次、5. でございますが、系統の話で、この委員会の中でも様々なご指摘をいただきました。

23ページ、電力システム改革を活かした導入拡大として様々なご指摘内容をいただいたところでございます。

できることから、できるだけ急いでいろいろな対策を打ってきているところでございますので、以前からの進捗について今日はご報告させていただきたいと思います。

24ページ、まずこちらは、系統情報の公表のお話でございます。

この左下のところに絵がございしますが、従来、去年12月までは、系統マップをかなり粗い形で、太い系統線のところを、色だけ塗って、ここはだめだよということを示すのみでございました。154kV以上のものに限られておったわけですが、昨年12月以降、これを拡充強化いたしまして、7kV以上（特別高圧）の送変電設備について申し上げますと、各設備ごとにそれぞれごとの空き容量を数字で示していくという形で、かなり透明性の高い形でお示しできるものとなっております。もちろん、これ更新頻度という問題はございますけれども、できる限りアップデートをしっかりとしていき、事業者の方々の予測可能性、どこで開発すればいいのかということがわかるような仕組みにしていきたいと考えてございます。

また、工事費負担金契約を結んでいいものなのかどうかというときに、合理的な単価かどうかということについてのメルクマールが必要ではないかという議論がございました。そういう観点で申し上げますと、この工事費負担金に含まれます送変電設備の標準的な単価につきまして、右のところの数字がその例でございますが、ちょっと幅でお示しする形にはなりますけれども、現行で想定され得る標準的な価格帯というものをお示しし、予測可能性と妥当性の判断ができるような仕組みにしていましてございます。これが今年3月から実施されているところでございます。

次の25ページは、系統入札の話でございますので捨象させていただいて、次26ページ、費用負担の分担のお話でございます。

既に昨年11月に系統の増強に関する費用負担の考え方をガイドラインの形でお示しさせていただいておりまして、これ以降の接続申し込みについては、一定部分、費用負担割合が発電事業者が減るというような改善措置がとれるようなものとなってございます。

先月、3月になりますけれども、この絵にございますように、これまで全部FIT電源については全額特定負担となっていたわけでございますけれども、ほかの一般的な電源と同じような考え方で基幹系統については原則一般負担とした上で上限を設けるという形。そして基幹系統以外については、一部を一般負担と整理して、当然、上限もあるわけでございますが、整理をしていく形という形で、一定程度の費用が削減できるような形の運用がこれから始まっているところでございます。

それで、次は27ページでございます。

これは特に風力ですとか地熱の方々が接続の申し込みを早くやれないかと、設備認定の時期を待たずにもっと早くできないかということのご要望を頂戴し、またこの委員会でもご指摘を頂戴していた部分でございまして、これを委員会でもご報告、進めていく方向性は示したわけでございますが、4月1日本日発表いたしまして、この接続の認定ということは設備認定ということによらずとも、それ以前に接続の申込みができるということを明確化することといたしております。

これで一般の火力とかと同じような形で、この事業が実施されると、どういう系統の接続ができる環境ができ上がっているかということのある程度の形が見えれば接続の申込みが受けられるような形になってまいります。

これ、電力の会社によって運用はまちまちになってくるとは思いますが、例えばの例でいいますと、環境アセスで、今まででいうと、もう最後の最後までいって、大臣勧告があつて、設備認定が取れないと、そこで初めて接続申込みだったわけでございますが、アセスの初期のプロセスが終わっている、例えば方法書の段階に移行しているという段階であれば、接続の申込みを受け付けますという電力会社もあるようでございます。これはその込み具合、いろいろな状況によって違うわけでございますが、これでかなりの部分、運用が緩和され、やりやすくなっていくのではないのかなというふうに考えてございます。

最後28ページ、これは荻本先生、岩船先生などから随時ご指摘頂戴しておりました需給状況に関する情報の公開のお話でございますが、ご指摘を踏まえまして、今年2月に系統ワーキングにおけるシミュレーションの諸元データを旧一般電気事業者から公表させていただきました。これはイメージでつけましたのは、上のほうの8,760時間、それぞれの時間ごとのそれぞれのシミュレーションのデータを示したものでございます。これを使っていろいろな事業者の方々が、もしくは研究者の方々がご検討いただけることになるのではないかと。

また、そのときにエリアの需給データの実績自体も非常に重要な情報になってくるというご指摘もございます。ですので、これは今年4月の予定でございますけれども、電源種別、1時間値でエリア内の8,760時間で需要及び供給の実績を示していくという形に、これは四半期ごとでございますが、することとさせていただいております。

ここまでする今日のご報告でございます、あと制度改正案の周知ということがいろいろなことが言われておりまして、最後の30ページのところ、これまでこれは何人かの委員の先生方には現地にまでお越しいただきましてシンポジウムにご参加いただいて本当にありがとうございました。この審議会での議論、もしくは先生方のご意見を含めて地域の方々と進むべき方向を共有していくということは非常に重要なプロセスであったかと思えます。これも含め、そして今日お配りさせていただきます資料3、さらにはパンフレットもろもろございますが、いろいろな形でFIT制度について現行そして改正の姿というのを示していくつもりでございます。

以上、報告でございます。

あと、すみません、1点だけ、参考資料、買取価格と賦課金単価の決定ということを報告させていただきます。

太陽光のところが今年も下がりまして、非住宅用で24円、住宅用で出力制御設置なしで31円、ありが33円という形にして、ほかは据え置きになってございます。

これを踏まえた形での賦課金の単価は、3ページにございますように、キロワットアワーで2.25円、これは月額で675円、年間8,100円という想定値でございます。

1点だけ修正といたしますか、ワープロミスがございまして、最後の参考のところの諸元を示しているところがございますけれども、一番最後のところで販売電力量の記述がございまして。これは分母に相当する部分でございまして、販売電力量はあるわけなんです、そのうち減免措置に関して賦課金で対応しなきゃいけない部分について、それを控除して計算しておりますので、この非予算措置分に相当する電力量については、減免費用のうち賦課金負担となる分の電力量という趣旨でございます。これだけ読んでもわからないところで、これまた修正してまいりますけれども、その点修正させていただきます。失礼いたしました。

長くなりましたが、以上でございます。

○山地委員長

丁寧にご説明いただきありがとうございます。

本日の議題としては、FIT制度見直しの検討状況の報告ということでございます。先ほどの説明にありましたように、FIT制度の改正の法案自体は2月に閣議決定されているんですけど、国会における審議はこれから。ただし、これが改正が成立しますと、施行は来年4月1日からと

ということで余り余裕はない。事務局サイドでは省令の準備等もあり、この段階でご説明して皆さんのご意見を伺いたい。したがって、ここは意見聴取ということで、特に小委員会として意見を取りまとめるということは今回はいたしません。皆さんのご意見を伺いたいという趣旨でございます。

ということで、いつものように、ご発言のご希望の方はネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず崎田委員からお願いいたします。

○崎田委員

ありがとうございます。今、これから国会のほうの審議が始まるということでご説明をいただいたと受けとめておりますので、きちんと審議が進んでいくといいなというふうに思っておりますが、今日ご説明いただいて強く感じたことが3点ほどあります。

それで、まず1点目は、やはり今回、発電事業者さんの持つ社会的な役割をしっかりと、そういうものに対する責務の強化というところをきちんとした。そして、長期安定的な運用ができるように制度全体をきちんとつくったというところなわけですが、伺っていると、やはりかなりいろいろな関係者に今後の変化というか対応が求められることが多いですので、やはりこの制度がどういうふうに、なぜ変わろうとしているのかということを今後できるだけ情報提供、シンポジウムなどをしっかりやってこられたという実績はありますけれども、やはりできるだけ情報提供を丁寧にやっていたかかないと、やはりいろいろと定着には時間がかかるというふうに感じました。それが1点、ぜひのお願いです。

2点目は、やはり今回意見交換をと先ほどお話のあった、新たな未稼働案件の発生を防止する措置という1－4のところですね。それに関しては、やはりある程度認定から運転開始までの時間というのを定めたほうがいいのかというふうに私も受けとめますが、それが何年がいいのかというのは少し現実をきちんと見て検討していただきたいというふうに思いますが、やはり太陽光の場合と太陽光以外の場合というのはかなり年限が違っているというふうに思いますので、その配慮をしっかりといただきたいというのと、やはり送配電買取事業者とか事業者側の事情で遅れているという場合をきちんと配慮するとか、やはり幾つか明確に決めておいたほうがいいのかというふうに思います。

なお、例示のところで、1,000kW以上の太陽光は、例えば3年というふうにあります。今認定をしているのに接続申込みがなく、その動静が注目されているのは大体10～50ぐらいの間ではないかなというか、50kW未満ですね。という、そういうところはもっと厳しくするという意味で理解すればよろしいわけですね。その辺をきちんとやっていくということは私も大事だとい

うふうに思っております。

もう1点最後なんです、やはり買取価格のところで、将来的に目標を立てていくという、そういう流れでやっていただくのは私もいいというふうに思いますが、今回ご提示いただいた表で、改めて世界各国の状況を拝見すると、太陽光だけではなく風力とか非常に世界的に見てもまだまだコストとか買取価格は大変高いという、これをきちんと下げていくという流れをつくっていかないと、賦課金のことに耐えられないという声がやはり出てくるだろうなという感じがいたします。

それで、今回、実は賦課金のことに関して、先ほど最後にご説明があったところを私も質問しようと思っていたんですが、最初に資料を提示いただいてありがとうございます。それで、今回、賦課金の中に、いわゆる大規模使用事業者さんの減免措置の一部をここから入れていくというふうに、制度的には私もそういうことに賛成いたしました。今までは一般的な予算、石油特会とかああいうところでやっていたはずですが、それだけではなく、やはりこの制度の中でその費用の動きが見えるようになっていったほうがいいというふうに思いましたので、こういう流れでいいと思いますが、これがどのくらいの費用が出ているのかとか、そういうことをみんなでちゃんと把握していくことで減免措置の事業者さんもしっかり省エネ措置をとっていただくとか、全体がうまくいくのではないかなというふうに感じております。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。野村委員、お願いいたします。

○野村委員

ありがとうございます。1－4の新たな未稼働案件の発生に関してなんですけれども、現状としまして、国民に負担をお願いしている現在の賦課金というのは、今時点の日本にとっての公益といえますか、特に低下してしまった需給率の改善等を目的とするという部分も大きいと思いますので、早く稼働してもらうという価値は当然あるんだろうと思います。そういう意味におきまして、やはり認定取得からですか、一定の期限内に運転できる事業者のみ申込みや入札に参加してもらうというのが大原則なのではないかなというふうに、新制度のもとで未稼働案件が積み重ねられるようなことは避けなければならないだろうと思います。

またもう一つ、旧認定制度の未稼働案件で新しく認定を取り直しているものがいらっしゃることだと思うんですけれども、そのときにも、また運転開始からまた改めて3年間を許容すると、例えば3年間という数字が出ておりましたが、そういうことであってはまた国民の理解も得られないのではないかと、旧認定制度の一番最初では2012年なんだろうから、そういう中で

見れば、そこはやはりもう少し短い期間というのを移行する人たちには与えるべきではないかなと思います。

もう一つ、F I T電気のことについてなんですけれども、今いろいろテレビ等でマスコミ等で見えておりますと、F I T電気を名乗るためには、電気をご利用の皆様から集めた賦課金によって賄われておりますという説明をつけるということになっておると思うんですが、やはり扱い方を見ておきますと、非常に一般の消費者の方は2〜3割高くても買いたいという消費者の方がよくテレビでコメント等をされていて、そういう気持ちは非常によく、支援したいという気持ちはわかるんですが、このF I T電気というのは、私が理解しているところでは、一般の卸売市場価格において購入していることと同じことだろうということで、再エネとして見ますと、補助金によって擬似的なサブシダイズとでも言いましょうか、擬似的な補助金によって補助された後の価格でもって購入しているということで、再エネの支援にはつながっていないというような価格面の部分で見るとそういうことは言えないんだろーと思いますし、そういう情報収集を、それは懸念することは小売事業者の不当な利益につながるのではないかなということがございますし、もう一つは、これは問題が深いと思うんですけれども、再エネの価格というのは結構安いじゃないかというふうに思われる消費者もこれから出てくるのではないかな。それは擬似的な補助金によって下がった価格で買っているということだと思えるんですけれども、そういう誤解を抱くことであつてはまずいと思いますので、その価格の性質というのをもう少し情報を政府なり消費者団体からしっかりされてはどうかというふうに感じております。もし、そういう部分を検討していただければと思います。

もう一つ、周知活動に関しまして、私も最後お話がありましたシンポジウムに2カ所行かせていただきましたので、その経験として少しコメントだけさせていただきたいと思うんですが、新しい再エネ制度の周知をするということの目的もあつたんだと思いますけれども、パンフレットのようなものちょっと違ひまして、議論の中では、再エネが一体何で高いんだ。自分たちは一体どうしたら、事業者として地域でチャレンジできるんだというようなことを、むしろポジティブな問いかけとして議論にもなりましたし、なかなか回答する部分は難しい部分ではありましたが、議論はできたなというふうに感じておりますし、また、より広く原発等も含むエネルギーミックスのあり方でありますとか自立した地方経済のあり方とかそういう広い議論をさせていただいたなと思っております。

僕自身は、地域の現状を学ばせていただいたということで非常に勉強になりましたが、価値があつたかなと思いますので、ぜひ議論を続けることは重要なかなと、経験しておりました。コメントさせていただきます。失礼します。

○山地委員長

ありがとうございました。その後、荻本委員で、あとオブザーバーの電事連、八代さんが立っておりますので、その順番でまいりたいと思います。

○荻本委員

まず、大局的に見てということなんですけれども、先ほど、国民負担という金額が示されたように、2兆円弱の負担だと。恐らくここでは2倍ぐらいになっているという数字も発表されているということで、今の状態はとても悪いんだということは間違いないだろう。しかし、私自身は再生可能エネルギー自体がいいとか悪いとかではなくて、地震の後にいろいろな状況があった中で、人間がやったことが悪かったということをはっきり認識して、本来悪くないものを長期的に安定なエネルギーとして入れていくための、我々はその活動をやっているんだという認識だと思います。そういう大きな認識のもとで何点かコメントをいたします。

3ページに定期報告という言葉が出てまいります。何を報告するかというのは、その情報を何に使うのかというところが重要だろうと思います。なので、これとこれとこれをご報告することは結果としていいんですけれども、一体何を管理する、または何を周知するために何を報告するのかというような構造でぜひお考えをいただきたいと思います。

それから、5ページのところに若干関連するんですが、小さな設備だと非常に、例えばルーフトップは管理が難しいので、統計から外すというようなことが起こりがちなんです。例えばルーフトップであっても、非常にたくさん導入されれば、その出力変動はかなりの影響を持ちます。影響を持ったときに情報を欲しいと言ってももう手遅れですから、一軒一軒の家の住所は要らないんだけど町単位、郵便番号単位、その目的に応じて必要な粒度の情報が得られるような仕組みは今から考えていただけないかなと思います。

それから、5ページの保安規制のところですが、架台関係、風で水でというようなところが注目されております。ただ、次の段階としては、モジュールはどうなんだ、パネルですね、それがインバーターがどうなのかということがすぐ出てくると思います。なので、これも今問題になったことだけに注目するのではなくて、それぞれがどのような法体系の中で管理されるのかということをしっかり置いた上で、必要なものに関しては、今回の検討にしっかり入れていただく。または、ほかの法体系の検討に移していただくというようなことを考えていただきたいかなと思います。

6ページ目は、統計のような言葉が出てまいります。事故報告とかありますので。やはり調査をしているようでは膨大な数のインフラは管理できない。そうではなくて、ちゃんとどのような手続を踏んで数字を集めて、それを統計をとって、統計をとったものからどう設計とか運用とか

管理に回すのかというような、やはり目的に応じて必要なデータを集めていただきたい。それをシステム化していただきたいと思います。これもやはり人間の世界の中のプロセスというのが重要になってくると思います。

7ページ目は、認定ということに関しては私以前から申し上げているように、この法律の本来の役割は何であったかということを考えると、安い安定しない市場をつくるということであつたと思いますので、ぜひそうなるように新認定のところは考えたい。だとすると、例えば5年間据え置き状態で運開していない設備が、これから何年同じ価格で維持できるのかということを一休何のためにそんなことを考えないといけないのか。確かに手続が間に合わないのかという場合はあると思いますが、少なくとも手続が間に合っていて運開していないものに関しては、もうすぐ失効させるか、またどんどん価格を落とすということを積極的にやっていただきたいと思います。

買取価格のところは、前にご指摘させていただいたように、論理的な組立ての上で買取価格が設定されています。ですから、例えば利用率というものが明らかに20%ではなくて30%であつたというものは、もう容赦なくその時点で削減する。でも、経過措置がありますというようなはっきりとした考え方を示していかないと落ちていかないかなというふうに思うわけです。ぜひ、その算定委員会では厳しく見ていただきたいと思います。

送電買取と市場メカニズムのところは、先ほど野村委員が言われたとおりだと思います。どうしても市場価格も安定しないこともあると思いますから、そこから不当な利得が出るとすれば、出た状態をしっかりと把握していただいて、少なくとも評価する。どういうアクションをしないといけないかということフィードバックするということをお願いしたいと思います。FITの表示というのも、二重負担のようなものですから、気持ちはわかるんですが、やっちゃいけないことはやってはいけないかなと思います。

それから、25ページの情報公開ということです。先ほど見ていただいて本当にありがとうございました。ということなんですが、あれもどういう目的に使うのであれば、どんな情報を公開しないといけないのかということを考えると、必ずしも足りているような気はしないんですね。例えば系統WGで考えたのは一体何だったのかということを中心に大きく公開するという意味では何を公開すればいいのかというようなところに思いをいたしていただければと思います。

以上、各論は終わりなんですが、非常に再生可能エネルギーを入れる道のりは長いということだと思います。ドイツの50.2Hz問題、中身は説明いたしません、のように、やはり間違いを繰り返しながら改善しているというのは、何も日本だけではない。でも、少しでも先を合理的に見通してやらないと、何度も何度もドイツがやった間違い、ほかの国がやった間違いを全部後を踏

んでいってはいくらにも費用がかかり過ぎると思いますので、ぜひ、国民が求める姿プラス技術的に妥当な姿、または制度的に管理できる姿というのを考えてやっていただきたいかなと思います。そういうことを考えるときに、このごろ言葉としてたくさん、この資料にも出てくるZEBであるとかZEHであるとか地産地消というのは、ある意味、いい言葉ではありますが、それが本当に成立するかどうか。つまり、FITにおける地産地消とは何なのか、また電氣的なネットワークを考えたときのZEB、ZEHとは何なのかということにも思いをいたしていただいて、今後検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次はオブザーバーの八代さんなんですけど、ちょっとトイレの休憩を持たせていただきたいなと思うんですが、ほんの数分でございますけれども、もし皆さんよろしければ5分弱ぐらいの休憩を持たせていただきたいと思います。

(休憩)

○山地委員長

それでは、委員の先生お戻りですので、再開したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

では、八代さんに発言していただきますが、その後、大橋委員、高村委員、松村委員、それからオブザーバー、太陽光発電協会の亀田さんという順番で進めてまいりたいと思います。

では、八代さん、お願いいたします。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の八代でございます。

資料2の7ページでございますけれども、1-4の案件につきまして、新認定制度のもとで新たな未稼働案件を防止する措置ということで、認定の取得から運転開始までの間に一定の期限を設けるという、この方向性につきましては、私どもといたしましては特段異論はございません。ただ、一方で、資料にも記載していただいておりますが、電力会社が行う系統接続業務につきましては、用地交渉ですとか工事の規模、あるいは必要な要員の確保等々の理由によりまして、どうしても工事が長期間を要する場合がございます。したがって、認定の取得から運転開始まで理由を問わずに一律の期限が設定されるということになってしまいますと、系統接続工事がその期間を超えてしまうような場合には、私ども電力会社の系統接続業務に対して過度な短縮要請が出てきたり、いろいろな難しい対応を余儀なくされる場合も多くなってくるの

ではないかということで危惧しているところでございます。

したがって、電力会社の側で系統接続に時間を要するためにある程度期限を超過せざるを得ないというような場合も出るということを前提といたしまして、一定の猶予期間を設けていただくなどの措置について、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。今回、現行の認定制度のあり方であるとか、あるいは系統接続のルールであるとか、そうしたかなり見直すのが大変だったと思うんですけど、そうしたルールを非常にこうした形で、きれいにまとめた形で見直していただいたのは本当にご努力を多とするところでございます。

3点ございますが、まず1点目は、7ページ目でございますけれども、今後の検討としてどうするのかと、さらなる措置ですが、具体的な年数について特段意見ございませんけれども、今回の趣旨である適正化の方向性というものが歪むことのないような形で設定していただければというのが1点でございます。

2点目は、今回、入札制度と、再エネの効率的な調達のための取組の一環として入札の制度を入れるんだということで、この方向性自体も、私はよろしいんじゃないかと思いますが、これに際しては、やはり競争参加条件をどうするかとか、あるいは総合評価も含めた多様な入札、競争入札のあり方がありますから、そうしたものを検討していただきながら、政策目的にかなった調達をしていただきたいということが意見でございます。

最後3点目なんですが、ご説明は余り詳しくされませんでしたけど、情報共有とか、あるいは土地利用など他法令との整合性のところのご説明がございまして、これは結構大変な作業だったんじゃないかなと内心思っているんですが、この会合と若干趣旨違いますけれども、今いろいろところで個人情報保護法がありながら、目的外の利用ができなくて、いろいろところがボトルネックになっていると思うんです。今回こうした形をつくられたというのは非常に個人的には画期じゃないかと思っているんですけど、私も余り他事例を知らないのだからわかりませんが、こうしたことが横展開されると、もっともっと日本の経済の活性化という観点でいいのかなと思ひまして、ぜひ、こうしたものをほかのところへも植えつけていただくような、この法律を超える話にはなりますけれども、そうしたこともぜひ進めていけるといいのかなと思いました。

以上でございます。

○山地委員長

それでは、高村委員ですね、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。委員会の報告書を受けて法改正を含む対応についてご報告いただいたと理解をしておりますが、基本的に報告書の内容を受けて、少なくとも現在の法令について、より導入を促進する形での制度のチューンアップをしていただいているというふうに思っております。

その中で幾つか質問も含めてたくさんにならないようにしたいと思うんですが、1つ目は、スライドの3枚目のところにあります、これは質問でございますけれども、施行規則の内容として予定をしてくださっている第1号のもののところですが、系統安定化等について適切に発電事業を行うことという新規の認定基準のところですが、ここは、いわゆる出力制御等々についての要請に従うというような趣旨の内容であるかという、これは内容の確認でございます。

2点目でございますけれども、スライドの7の点であります。私も、何人かの委員からございましたが、適正な期間内で発電を開始する。もともとこれは今回の認定基準の一つの基準要件としても入れてくださっていると思いますが、そういうインセンティブを与えるという趣旨はよいといひましようか理解ができます。

幾つかのお願いといひましようか、検討していただく際にご検討いただきたいポイントがございまして、1つは、そういう新しい新認定制度に移ってでもなお遅れが出るとしたら、その理由が何なのかという点であります。というのは、接続契約を結んで、場合によっては工事費を一部負担した上で事業、発電しない利益というのは余り発電事業者になように思っているものですから、したがって、こうした遅れが出る理由というのが、具体的にどうということが想定されるのかというのはぜひ検討を進めていただきたいというふうに思っております。

スライド7の新認定制度のもとでの未稼働案件の2つ目ですけれども、送配電の事業、工事等々の、つまり予期していたよりも工事が長くかかるとか、そうした場合での運転開始の遅れというのがある意味では一番ありそうなケースのようにも思っておりまして、送電会社のご事情あるいは工事が想定よりも長くかかることでその遅れが生じた場合に、それは発電事業者の責によらないと思いますので、不利益が被らないようにするということは必要だと思っております。これは、先ほど、電事連のほうからもご指摘ありましたが、これは多分、発電事業者さんだけではなく工事を受ける送電会社にとっても拙速な作業を求められるとか、あるいは場合によっては紛争が生じるといったようなリスクを伴うと思いますので、その点にご留意いただきたいと思うんです。

が、一つのアイデアとして思いますのは、例えばフランスがそうだったような気がするんですが、系統の工事が完了した段階を起点として、そこからどれだけの間で運転開始をするというやり方であれば、送配電の工事が予期しない事情で遅れたものというのは除外できる。それでもなお一定期間内に運転開始がされないというのは、これは明らかに発電事業者側の何らかの理由によって事業ができない、あるいは事業が遅れているということとかなり明確に分けられるようにも思っていてまして、1つは、ですから、起点の問題である程度合理的に整理ができないかという点があります。

ちょっと長くなって恐縮ですが、もう一つ、今同じスライド7のところですけども、基本的に認定の取消しというのはやはりかなり大きな不利益を生じさせる行為だと思うので、やはりかなり大きな期間の遅れが生じるという場合であろうかと思います。そういう意味では、先ほど言いましたように、発電事業者は基本的に工事が順調に行われれば、早く発電したいはずだと考えれば、万一そうした遅れが生じた場合でも、短い場合にはここで紹介されているような買取期間の短縮ですとか買取価格を若干低減するといったような、認定取消しに至らない形の段階というものを用意しておくというのは一つのやり方、緩和策といいましょうか、ではないかなと思っています。

すみません、大きな点の3点目でございますけど、スライドの22のところです。買取義務と接続義務のところですけども、こちらはFIT法5条の接続義務のところを電事法の17条4項で受けるということは理解いたしました。これは私の理解では、FIT法の5条と施行規則の6条というのは、いわゆる接続契約の拒否事由を書くと同時に、その後の買取りに当たっての出力制限のルール等が書かれている、ある意味でちょっとミックスしたような規定になっていると思うんですが、これは確認でございますけれども、電事法の17条4項でこのFIT法5条、それからそれに伴う施行規則の6条を受けるということは、こちらはいわゆるこれまでの接続契約の条件というのを変えるというものではないということと理解しておりますが、その点について念のための確認でございます。

それから4点目でありますけれども、スライドの23のところであります。系統関係の内容というのは、FIT法の改正と併せて非常に再エネの導入にとって重要な要素、特に日本にとって重要な要素だと思っています。今回、様々努力をいただいていると思っております、例えば費用負担のガイドラインの変更等々、大変再エネの導入の観点からいいルールをつくってくださっていると思います。

1つちょっと気になっていますが、これは広域機関のところでも議論がありましたけれども、いわゆる費用の負担の上限の設定のところ、余り細かな話をするつもりはないんですが、電源

ごとの設備利用率、これはエネルギーミックスで仮に置かれた設備利用率に応じた負担の上限の設定という形を今回とっているかと思います。もともとのクライテリアは、ネットワーク側の送配電設備の増強等に伴って得られる効果、つまり需要家に対して効果がどれだけあるかで評価をするという、そういうクライテリアをどう具体化するかというところだったと思うんですけども、やはり電力の自由化ですとか、あるいは設備利用率も発電設備ごとによって変わる、あるいは場合によっては予備力確保のために本当に必要な発電設備がどのようなものであっても一般負担にしてもいいというようにも思っておりまして、当面のルールについて、これはこれで運用していただくとしても、ぜひ改めてこのクライテリアについては見直しをしていただきたいというふうに思っております。

最後であります。これは、むしろ要望として、ただ、同じくスライドの23にかかわるところですけれども、いろいろ努力をしてくださっているところで、特に広域融通、そのためのいろいろな条件ですとか生産ルールについての具体化というのを図ってくださっていると思うんですが、広域の系統の整備はとりあえず置いてというところですが、系統の整備だけではなくて、現在ある地域関連系統等々を含めた広域融通の仕組みについて、より具体的な施策について検討いただけないかというふうに思っているところです。

具体的に申しますと、いろいろなルールづくりはなかなか大変だと思うんですが、重点地域というところですけど、モデルケースのようなものをつくっていただくのはどうかなというのがひとつ考えておるところです。よりもうちょっと具体的に言いますと、この間やはり福島復興との関係もあって再生可能エネルギー、新エネの社会構想実現会議等々を立ち上げられるですとか、逆に、今年度から始まる北海道の総合開発計画のところではやはり再エネの非常に大きな、重視をされていると思っております。そういう意味では、例えば東北、それから東京の連系融通、あるいはさらに広げて北海道といったような具体的な広域融通の具体的な課題をどうするかというのを、具体的なターゲットといいますかモデルを念頭に置いて取組を考えていただけないかというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。質問というか確認したい点というのがありましたから、これは後で発言を聞いてから事務局からお願いしたいと思います。

では、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず最初に、野村委員がご指摘になったF I Tの表示のことですが、これはここの委員会のこ

とというよりは監視等委員会のマターなのかもしれないのですが、表示についてのルールは定めて、一応そうなった。でも、それでも目立っていないということがきっと問題にされたんだろうと思います。

これに関しては、どうすればいいんだろうかというか、誤認を招かないようにちゃんと表示しなきゃいけないというルールは定めたわけですね。でも、事業者としては余り都合がよくないので、そっちは、隠すことは違法だけど、余り強調しないってそういうことなんですよ、要するに。そうすると、それはどの程度強調しろというのを何かルールで強制するのかというのは相当に難しく、それこそたばこなんかのときに、表面積の一定割合以上はネガティブなのをやらなきゃいけないとかそういう強烈なことをやるなら別ですけど、これ以上どうしろというのかというのはぜひお知恵をいただきたい。

それから、政府はもちろん頑張って正しい情報を伝えていくという、事業者の総体的にインセンティブが少なければやるということもそうだし、それから、野村委員を初めとして有識者が機会あるごとに正しく説明していくということも重要なことなんだろうと思います。

これに関しては、表示のことはこの委員会のマターではないのかもしれないのだけれど、やり方というのはほかにもあった。それこそ市場だとかを設けて価値というのを割り当て、その価値のないところは価値がない電気ですということをはっきりさせるというような選択肢もあったのだけれど、その選択肢をこの委員会の責任も含めてとらないということを決めて、それでもう4月1日を迎えてしまった。4月1日を迎えてこういう状況になったわけですから、この後は、新たに制度をつくっても、それをわざわざインセンティブがどれぐらいあるのかというのは若干疑問なんですけど、他人事ではなくて、この委員会の責任でもあったということは私たちは自覚する必要はあると思います。

次、1－4、7ページのところなんですけど、多くの委員がおっしゃったとおり、事務局の提案というか、こういう方向でというので正しいと思います。

私は前からずっと言っていますが、基本的には、原則は発電時に価格を決めればよいとずっと思っているんで、それは通らないということは十分わかっていますからもうこれ以上言わないんですが、そっちの方向に近づけるというような、実質的にそれに近いようなことをするというのは改善だと私は思っていますし、もう既に認定されたものに関しても合理的な期間を経たものは価格を入れかえるというような効果を持つようなことというのが私は正しいと思っています。今後そのような提案が出てきたら、きっと支持することになると思います。

これに関して、発電側の理由ではなく、接続のほうの理由で遅れるということがあるじゃないかということ、それから期間の長いようなものがあるとか、そういうようなものに関しては、そ

これは例外的に別の考え方で整理するというのをすればいいので、それを理由にして全般的に何か遅らせるとかということをする必要は全くないと思います。

それから、接続側の問題で遅れたとしても、それは本当に送配電事業者の責任なのか、発電事業者の責任なのかというのは考える必要があると思うんですが、これはどう考えても、こんなところにつくったら相当な工事が必要で、それなりに時間がかかりそうということが予想できるようなところの場合と、ここなら当然すぐやってくれると思ったんだけど、何かえらくもたもたしているとかというのは、同じように時間がかかっても全く違うと思いますので、その点でも、このような地域でやると、一般的にこれぐらい時間がかかりそうですというのがわかるような情報も開示されるようになると、その点の議論というのがさらにしやすくなるのではないかと思います。

いずれにせよ、一般電気事業者さんにとっては、あるいは送配電事業者さんにとっては訴訟のリスクだとか紛争のリスクだとかというのを抱えるのは嫌だというのはとてもよくわかるのですが、やはりこれはどうやったら合理的になるのかというのを考えるべきだと思います。

次、24ページのところなんですけど、これもこの委員会で言うようなことではないんですが、コストについて公開していただいたということはとても大きな前進だと思います。今後もこういう取組を続けてほしいんですが、そもそもこのコストは高過ぎるんじゃないかというような苦情とかというのがあり、その結果として、やはりコストは相当おかしかったんじゃないかというようなことになると、これはある種の外部性というか、苦情を言った人だけではなく、多くの人にとって合理化の効果というのが出てくると思います。安定供給を損ねるような粗悪なものをつくれと、そういうことを言っているわけではないのですが、コストの水準自体が、その開示されたもので本当に合理的かどうかということについても、事業者はぜひ積極的に声を上げていただきたいと思っています。

次、6ページのところで、いろいろなトラブルというのが、つくった1年～3年なんというところでもこういうトラブルがいっぱいあるというようなことを改めて示していただいたことはとても重要な情報だったと思います。これは、ある意味でFITのようなやり方のメリットというのを示したのではないかと思っています。これはFITに限らずRPSでも同じだと思いますが、パフォーマンスベースで実質的な補助金が来るとことをすると、こういうトラブルというのが起これば、場合の支援が入ってなくなるということですから、本来的にはこういうことを防ぐインセンティブというのはかなりの程度あるものだ。かなりの程度あるものでも、これだけこういうことが起こっているということを私たちは認識する必要があるし、それからひょっとしたら、事業に慣れていない方々というのは、こういうことが起こり得るということをも

そも知らなかったというようなこともあると思うので、積極的にこういう情報を出していただいたことはとてもよかったと思います。

次、27ページのところで、ご提案はもっともだと思います。このようなやり方で開発に時間がかかるところを接続申込みというのを早くできるようにするというのは明らかな改善だと思いますから、賛成はしますが、でも、そもそも論から考えると、これ、そもそも早い者勝ちで接続の枠が取れるとかという、こういう発想があるからこそ、その弊害を少しでも減らすようにしているということなんです、でも、そもそも早い者勝ちで枠を取るという枠組み自体がいいのかというように、これも本当は考えなければいけないし、そもそもそこが改善されればこういう問題って自然に解消されると思いますから、その辺の大きな問題というのもこれから考えていく必要があると思います。

それから、高村委員がご指摘になった負担ルール、これは明らかに改善したと思うんですが、今まではどういうわけか再エネの電源というのは全額自己負担だった。火力のほうは全額一般負担だったという、何か説明のつかない非対称性を除くというのが今回の目的だったと思います。その点は改善だけど、まだ細部には不満があるという、そういうことなんだろうと思うんですが、しかし、今回の改正は、そういう明らかな非対称性を除くということだけの目的でやられて、そもそも負担ルールというのがどういうものが望ましいのかというのは、再エネに限らず全般的にきちんと考えていかなければいけないし、その結果として高村委員がおっしゃったような問題意識が反映されるというのが本来の姿だと思います。F I Tだけに限定して拙速にやるのではなく、そもそも負担ルールというのはどうあるべきかというのをきちんと考えるという必要があると思います。ここの委員会のマターではないと思いますが、ぜひこの点も落とさないように検討をお願いします。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次はオブザーバーの太陽光発電協会、亀田さんですが、その後、辰巳委員、秋池委員、それからオブザーバーのエネット、武田さんと風力発電協会、中村さん、こういう順番で回したいと思います。

では、亀田さん、よろしくお願いします。

○亀田オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会の亀田でございます。

2つほどコメントさせていただきますが、もう既に今、松村先生も、それから高村先生もご指

摘いただきましたが、ページ26ページの一般負担と特定負担のところ、既に基幹系統についての一般負担ということは変更していただいて、我々、分散電源側として非常にありがたいわけですが、実際この負担ルールは、一部は上限額を超える部分は特定負担ということになっておりまして、ただ、この上限額を設定するときに電源種別に設定される方向になっておりまして、その際に電源の稼働率が基準ということで議論がなされておりまして、明らかに分散電源、特に太陽光や風力などは自然電源ですので、稼働率は圧倒的に火力なんかに比べて低いわけです。ですから、この点については今後改める、あるいは検討するということ、広域機関さんですけれども、検討をする方向になっているということですので、ぜひとも検討は続けていただきたいというふうに思います。

それから2点目ですけれども、荻野先生がおっしゃっておられた安全性に関することですが、今回、私どもも国の取組に協力させていただいて、昨年、台風で飛んだパネル等の安全性を確保する、こういった事象をなくしていこうということで安全性を確保するための取組を我々としても続けておりまして、今回の安全に関しましては、電氣的なものも含めまして、基本は人身事故や火災をなくす、あるいは第三者に対する損害を、障害をもたらすようなことがないようにすることが第一義だと理解しておりまして、その面での不足部分を補っていこうという取組でございます。

一方、インバーターやパネルにつきましては、既に安全基準等、安全に関する認証制度がございますので、今後、技術の発展や、あるいは新たな事象に対しては業界としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

では、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。今日は4月1日で、今日から電力の自由化がスタートしたんですけれども、いろいろな報道では、まだまだスイッチする人が少ないという状況だというふうに思っております。

それをどうこう言うわけじゃないんですけれども、いろいろな家庭からの声とかを聞いたときに、すみません、110番のようなことをさせてもらって聞いたりしたところですが、母数が少ないから何とも言えないんですけれども、再エネを選びたいというふうに思っているのに選ばないという声はかなりたくさんあります。それはそういう数値は、すみません、後で必要なら出しますけれども、私自身の周りの人たちからの声でもそういう声がとても大きいというのが実情

かなというふうに思っています。

選べないという理由として、もちろんボリューム的にも少ないんだろうというふうに思いますし、それから説明もなかなか十分されていないというふうなことからかなと思っておりまして、急に今すぐそれができるとは思いませんけれども、時間をかけてになるのでしょうかけれども、ぜひそういう家庭からの声というものを大事に受け取っていただいて、十分選択できるように進めていっていただきたいというのが思いなんですけれども。表示の件もそれに合わせて進めていっていただきたいというふうには思っておりますけれども。

一方、再エネ賦課金に関して、やはり今回、結構高くなります、単価が5月以降。そうしたときに、私自身は再エネ増強、今、増やしてほしいという話もしておりますので、必要だということで、納得できる価格上昇というのは受け入れていく必要があるというふうに私は思っておりますけれども、それに当たり今回の資料でいろいろとデータをお出しくくださったことは非常にいいことだったというふうに思っております。

たまたまここに書いてくださっているのは27年度の想定、28年度の想定というのをベースで書いてくださっているんですけれども、たしかこれって実績値で計算し直して、残ったお金をどうこうするというふうな形になっていたというふうに思うんですけれども、もし可能なら、今後そういうふうの実績値がどうだったか、だから、24年度以降の予想をした金額でこうで幾らだった単価が、その次、25年に入ったら、24年の実績値がこうだったから、思ったとおりだったのか、想定したのが違っていたのかというふうなお話も説明していただけると、なかなか再エネは増やすことはいいんだけど、賦課金が増えることはやはり反対だという声も結構聞きますもので、説明をきちんとできるということが重要だと思います。そういう状況なんかも重ねてお願いしたいなというふうに思いました。

それで、あと質問です、単純な。すみません。3ページのお話で、この右側の表示は、新認定を受ける人たちに対する基準というふうに理解するのか、今まで既に認定を受けてというか事業をやっている方に対しては、当然かかるべき内容というのがあるというふうに思うんですけど、そこら辺の仕分けがよくわからないなということを思いました。それが1つです。

それから、右側に第1号の中のページの3つ目に書いてあるような単語なんですけど、系統安定化等について適切に発電事業を行うことと書いてあって、やはり全然具体性がわからないんですけど、これは何らかの形で具体的なものができ上がっていくというふうに考えていいのでしょうかという、そういう単純な質問です。

それから、あと看板のお話、とてもいいことだというふうに思っているんです。やはり恐らくですけど、事業の安易な計画なんかもあったんだと思うんですけど、地域の人に受け入れられ

ないで反対になるというふうなお話を聞きますもので、やはりとても残念だなというふうに思っておりました。だから、そういう意味では、こういう看板もちゃんと出してということでとてもいい考え方だというふうに思っております。これは恒久的な看板ですよ、これからここに立ちますという看板ではなくて、もうずっと大きな発電事業者がつくっているような、ああいう看板ということでよろしいんですよね。それも確認したかったということです。

あと6ページの再生可能エネルギー長期発電事業モデル研究会という、こういうのはお役所のほうでつくられておられて検討されているということなんですか。ここに出てきたデータというのは非常にいいなというふうに思ったもので、そういう意味でお聞きしているんですけども。

そんな中で、やはり先ほどの地域との関連とかということもすごく2つ目の箱で、地域共生のところで規制策を導入している自治体が非常に少ないなというふうに思ったりしたもので、こういうデータというのは、これは太陽光発電のデータですけども、風力発電等もこういうことをきちんとやっていってくださっているのかなというのもお聞きしたかったということです。

それから、あと4ページの地域共生との話でのつながりになるのかもしれないんですけども、こういう情報提供システムができて、左側には自治体が閲覧できるようになったというふうを書いてあるんですけども、これは地域住民のその後ろにつながると考えてよろしいんですよね。右側に書かれてある、これは何か法令違反事案への対処ということで書かれているんですけども。要は、何が言いたいかというと、やはり地域の住民の人が関心を持ち、自治体に言って初めてこの閲覧をするという格好なのかどうか。地域住民、要するに、閲覧者は、個人はもちろん無理かもしれないけれども、例えば地域でNPOの活動をしているような人たちというのは見ることができるのか、できないのか。ノーですね。その折に、この自治体の恐らく後ろに住民がつながってくるのかなというふうに思うんですけども、私としては、やはり地域の人たちがこれとどう関係あるのかというのが、自治体と書かれてしまうと、個人のところが見えなくなるので、右側のような格好でちゃんと書いていただきたいなというふうに思いました。

それで、右側のところに住民の声というのが反映されるというのはわかるんですけど、その下側のところだから同じ、これと左、とても近いんですけど、やはり自治体に対しての住民の声というのもすごく重要なので、下にも文字を入れていただくことができないのかということが聞きたかったということなんですけれども。

15ページに、風力発電と太陽光発電の発電コストのデータが出てきて、これはとてもいいし、これはFITの算定のときに出てきていた数値なんですけれども、見ながら思ったんですけど、この一番下の右端のFIT価格のところ、これは各国の市場価格との関係ではないですよ。だから、電力の市場価格との関係で各国がどういうふうな関係にあるのかというのがちょっと知り

たかった。日本が高いのはとてもよくわかったんですけども、電気代との関係で高いのかどうかというのが、もし可能ならば次回のF I Tのときにでもお願いしたいと思いました。

以上です。すみません。

○山地委員長

秋池委員、お願いします。

○秋池委員

3点ありまして、1つ目、この7ページの新たな未稼働案件の防止ということなんですけれども、私も期限を設けることについて賛成です。

このプロセスを見ますと、コントロールが可能なところと、多分コントロールがしにくいところというのがあるんだと思うんですけども、やはりできる範囲であれば、事業者はやはり認定を受けたら早く事業を始めるようにするし、それから電力会社は申込みを受けたらなるべく早く接続契約に至るようにするというので、この資料の中にも、接続契約を早くするための努力を各社がしているというのがありましたけれども、そういったことで、関係者がそれぞれその点で努力をしていかなければいけない。

一方で、故意ではないんですけども、長くなってしまうということは、やはりいろいろと地域との調整その他を含めてあるんだと思います。ただ、この長くなり過ぎたコストを国民負担にし過ぎるというののもちょっとおかしいのかなというふうに思っておりまして、この点を念頭に今後、この制度の検討をしていただければと思います。

それからもう一つ、17ページの入札の話なんですけれども、これはこういう取組ということでよろしいんですが、入札の量をいろいろ工夫してこれからいかれるんだと思うんですが、なるべく平準化して、もちろん、ある目指す電源ミックスに近づいていかなければいけないというのはあるんですけども、一気にある時期にやって、F I T制度が終わったときに一気にいなくなってしまうということで、せっかくつくったはずの電源ミックスが崩れるというようなこともあっていけませんので、このあたりは何か状況を見ながらというご説明もありましたが、様子を見ながらうまく平均じゃないんですよね、アウトプットがいい形で継続性を持って長くいい電源ミックスが継続されるようなことを考えていただければと思います。

それから3つ目なんですけど、これは今日の議論とは直接関係ないかもしれないんですけども、やはりF I Tの価格というのが全国で一律であるということはどうなのかなと時々思うことがございます。といいますのは、例えば太陽光などはかなりの部分、不動産の価格というのが原価にきいてくるところもあろうと思います。そうすると、やはりどうしても地方の安い土地でやるということになる。そこの安い土地につくられるものに向けて長々と送電線を引いていくというコ

ストというのかかかっていく。将来これが人口が減っていく中で、マイクログリッド的なことも技術的には唱えられたりしているわけですが、そういうものに資するようなものになっていくのであればいいんだけど、何か全国に引き過ぎてしまうということもある、誘導してしまうのではないかと懸念も持っておりまして、これは今日の議論ではないとは思いますが、今後のご議論の中で少しそういうことも考えていくといいのかなというふうに感じておるところです。

○山地委員長

それではエネット、武田さん、お願いします。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。20ページと21ページに記載されている送配電買取への移行について、これまでの議論の確認も含めて1点ほど発言させていただきたいと思います。

21ページに2つのイメージということで、卸電力取引市場を経由した引き渡しと電気卸供給約款に基づく供給の2つの類型が示されていますが、基本的には、これらの2つの類型を同列に扱うというのではなくて、その前のページの20ページの本委員会における報告書とか、あるいは下の送配電買取への移行の中にも記載されていますけれども、卸電力取引市場の活性化を図るといふ観点からも、卸電力取引市場への供給を基本とすると、こういう運用をお願いしたいと思っています。

以上です。

○山地委員長

では、風力発電協会、中村さん。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。私からは2点お話しさせていただきます。

まず1点目は、資料2の27ページ、系統接続。先ほど松山課長にご説明いただいたとおり、今日から接続申込みの、いわば前倒しということが実現すると、そういう運用をやっていただけるということで、私どもも以前からお願いしておりましたので、大変感謝しています。ありがとうございます。実効が上がることを祈っております。

続きまして、ページでいいますと、同じ資料2の15ページ、太陽光、風力の発電コスト、買取価格ということなんですけど、ここにお示しいただいたとおりだと思います。今日は右側のほうにブルームバーグの数字をお示しいただいておりますが、残念ながら、現状では風力発電についても欧米と比較しますと相当高い。これは前回の中間報告取りまとめでもご指摘いただいたとおりで、私ども業界としてもそこは十分認識しておりまして、ぜひいろいろ皆様のご指導もいただき

ながら、発電コスト等の低減に向かって全力で取り組んでまいりたいと、かように思っています。

一方、価格の構成要素なんですが、コストとか、これもここにお示ししていただいたとおりで、資本費、設備利用率あるいは運転維持費、この辺が大きい要素かと思います。そういうことで、先ほどもお話のございました設備利用率ですか、この辺も踏まえて今後検討を続ける。別にこれは異論はないんですが、利用率だけではないので、資本費ですとか運転維持費、この辺も各国でかなりばらつきもあるのが事実でございます。その辺も総合的にご勘案をいただいて、合理的な決定、見通しの作成、そういうものをぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

あと大山委員から立っていますが、以上で大体ご発言のご希望はよろしゅうございますか。

そうしますと、大山委員、お願いいたします。

○大山委員

それでは、時間も押し迫っていますので、手短にいきたいと思います。

6 ページに太陽光発電の長期安定・自立化に向けた取組というのが書いてあるんですけども、ぜひFIT価格の買取が終わっても発電を続けるような制度を考えていただきたいというふうに思っています。

それと同時に、廃棄・リサイクルの実態調査で、低圧は約14%しか廃棄費用を想定していないということなので、このあたり、まずそもそもどうやったら廃棄できるのかわかっていないんじゃないかと思いますので、そういったことの周知をぜひお願いしたいというふうに思います。あるいは廃棄のシステムをつくっていただくということも必要かもしれません。

それから、7ページの件は皆さんおっしゃっているので、もう特に言う必要はないと思いますけれども、何らかの手は必要かなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

あともう1点だけ、送配電の買取の件なんですが、送配電事業者は、基本的には卸電力取引市場に出すということなので、何となく心配になるのは、売れなかったらどうするんだろうというところで、裏を返せば、売するためには安くしなきゃいけない。どこまで安くするのということと、逆ざやが生じたときに、そのお金は多分託送料金に乗ると思うので、その辺皆さんに認識していただく必要があるんじゃないかなと、そういったところが気になりました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。討議を始める前に私から申し上げたように、今日は皆さんからの意見を自由にお聞きするということでしたけど、幾つか質問というか確認したいという点もありま

したので、事務局からその点を中心にご回答をお願いします。

○松山新エネルギー対策課長

ありがとうございました。非常に多岐にわたる論点がございますけれども、様々な角度からご意見を頂戴し、ありがとうございます。いただいたご意見をしっかり踏まえながら今後の施策、また運用を進めてまいりたいと思っております。

確認で幾つかいただいた点のみ絞ってコメント、回答してまいりますと、高村先生から幾つか質問ということで頂戴いたしました。

まず、これはほかの先生からもありましたが、3ページのところの系統安定化等について適切に発電事業を行うこと。これはほかの先生からもありましたけれども、ちょっとわかりづらい表現になっておりますのは、出力制御をしっかりとやるというのがまず基本のところでございます。ちょっとわかりづらい表現になっておりますのは、日本語的にもこなれていないんですけれども、まさにこの委員会でご議論いただいたように、経済取引をやって、結果的に誰かが出力制御を受けて分配するという仕組みも含めてどこかでうまくルール化していく必要があるのかなと思っております、この系統安定化に対する協力といいますか対応するということの趣旨で書いているものでございます。

次に、7ページのお話についてございました。これはいろいろな先生からのご意見を踏まえてまたしっかりとやっていきたいと思いますが、松村先生からいただきましたように、運転開始時をベースとした本来あるべき姿と、認定というタイミングの仕組みの話をどうバランスをとりながら、運転開始でも時間が要していく場合に、間をどうとっていくのか。ここに高村先生がお話いただいた、いろいろな種類の持つインパクトということも踏まえて考えていく必要がありますでしょうし、起点をどこに置くかというご指摘もあったと思いますので、しっかりまた踏まえて検討を深めていきたいと考えてございます。

22ページで高村先生がおっしゃっていらっしゃった、電事法17条4項ができて接続のほうがこっちで全部見るということで、中身としての360時間、720時間ルール、優先給電、まさにこの22ページのところで赤四角囲いしていましたのは、ちょっとお引越しをしていますように、基本的には同様のルールを、場所を移しかえて、送配電買取への移行ということに伴った形で、特定契約のもとでやっていくという形に今回するつもりでございまして、内容的には基本的に同様のものを考えていきたいと思っております。

あとは、ご質問いただいていたところでいうと、辰巳先生から幾つかご質問を頂戴していたかと思えます。

まず、賦課金の2.25円の実績がどうなのかよくわかるようにならないかというお話についてい

いますと、またこれから努力してまいりたいと思います。すごくざっくりした数字でいいますと、この資料につきまして後ろから2枚目のところで、賦課金単価等の推移というところで出入りが多少読み取れるかと思います。このなかで、賦課金収入という下の箱の中の一番上にある部分が収入でございます。一方で、交付金としての支出というのは買取がされてお金を払わなきゃいけない部分、この両者の間が差分になってくるわけなんですけれども、実は、平成25年度、26年度についていいますと、当初想定していた以上に導入量が拡大いたしました。これは、認定のとり方を含めて非常に大き過ぎたものですから、結果的にある意味、差額、赤字が出てしまっている。この部分の買入れによってやってきまして、全体として1,686億円分の、ある意味赤字が生じている部分がございました。ですから、これは法律の規定に基づきまして、平成27年度の単価を算定する際に、この分も上増しした形で単価設定をいたしておりまして、その意味で、26年度から27年度のジャンプの部分は、この借金返済の部分も若干含まれた形になってございます。27年度を策定するに当たりましては、過去の3年の教訓を活かしつつ、より適正化をしていくような数字の設定をいたしました結果、現状でいうと193億円のところまで赤字といえますかふうなところは修正されてきて、大体とんとんのところに軌道に乗ってきているところかと思います。これが、今ご質問にあったところについてのご説明でございます。

あと、現行法制化のもとで認定をとっている人が、新しい認定基準のもろもろの保守点検等々の義務を追うか追わないのかというお話について申し上げますと、ちょっとはっきりした資料はないんですけれども、9ページの上の箱のところに、このような2つ目のポチで、このような見直し認定案件については、新法に基づき認定を受けた場合と同様に、一定期間内に事業計画に関する書類提出を求めるということにしております。

あくまでも新認定のみなしを受けるわけでございますので、当然、認定としては事業計画を後追いですが出していただいて、その事業計画内容については遵守義務が発生するというふうに考えてございます。

長い説明になりましたけれども、結論的にいうと、既存のものについても同じような形でしっかり保守点検もし、リサイクル・廃棄物の対策を打ってもらうということを求めていくつもりでございます。

あと、何人かの先生方からご参照いただきました6ページの資料、実はこれは資源エネルギー庁のほうで委託調査を行いまして、その委託調査先で行った研究会、有識者の方々、業者の方々の研究会がございまして、その研究結果を報告をいただいたものはこういうふうに掲載したものでございます。これはもう公表されておりますので、必要に応じてまた差し上げますし、情報提供してまいりたいと思います。

あともう1点、これも辰巳先生から、風力のデータが市場価格との関係があるのかというお話でございますが、これはF I Tの価格そのものでございますので、いわゆる日本のF I T価格と同じように、それぞれの国が発電コストを念頭に置きながらどれぐらいの誘導措置をとるべきかという観点でつけているものでございます。

当然のことながら、市場連動で回避可能費用分は抜く、その差分をプレミアムとして払う。国によって仕組みは違いますけれども、一応F I Tに相当した形でのタリフの設定値、基準値というものをここではF I T価格としてお示ししているものでございます。

最後、公表データの範囲で4ページのところで、地域の住民の方が情報にアクセスできないというご指摘がございました。これは、現行法制下の中でできることと、新法になったときにできることと分かれてまいります。先ほど大橋先生から個人情報保護の話でご指摘ございましたように、プライバシー保護法との関係でデータ提供はなかなか難しい部分がございます。ですから、今、現行法下においては、その認定の情報について自治体の方々と目的外利用のときに共有できる範囲というのがどうしても限界が出てまいります。これを取り除くために、今回は法律の中で情報の公開の規定を入れてございまして、これは2ページの一番下の認定制度の見直しのところで、認定案件に関して発電設備区分等の情報を公表するということが起きます。ですから、新法に移行しましたら、それ以降の発電量、どこに何があるか全て公表する形になります。ですから、現行法下においてできることの難しさが取れたところが今回の自治体を経由してという形になるというふうにご理解いただければと、自治体のほうに提供するという形になるところでございます。失礼しました。

とりあえずご質問については以上でございます。

○山地委員長

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一通りご意見いただきまして、ご質問に当たるところについては事務局から回答いただきました。

冒頭申し上げましたように、今回はご意見を伺うということでございまして、若干10分近く時間もオーバーしてまいりましたので、このあたりで閉会しようと思いますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

次回また小委員会開催ということが念頭にあるようですけれども、日時につきましては、事務局から別途お知らせするというところでございます。

では、以上をもちまして本日の委員会は終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

—— 了 ——